

生態毒性の特定第一種指定化学物質の指定要件への追加

特定第一種指定化学物質について

- ✓ 法制定当時の附帯決議(平成11年7月6日参議院国土・環境委員会)では、「特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること」とされ、発がん性が指定要件とされた。
- ✓ GHSでは、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性等について、混合物の分類における製品中の対象物質の限界濃度を通常1%から0.1%に切り下げることにより、これらの有害性に対応した管理を強化していることにかんがみ、前回見直しにおいて、発がん性に加えて、生殖細胞変異原性及び生殖毒性についても特定第一種の指定要件に追加された。
- ✓ 現在、下記の指定要件に該当する物質を特定第一種指定化学物質としている。

＜現在の特定第一種指定化学物質の指定要件＞

エンドポイント	指定要件	物質数
発がん性	人に対して発がん性あり (現行基準:クラス1、GHS:区分1A)	13
生殖細胞変異原性	ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する(GHS:区分1A)	0
生殖発生毒性	人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす (現行基準:クラス1、GHS:区分1A)	2

＜現在の特定第一種指定化学物質＞

石綿、エチレンオキド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、鉛化合物、2-ブロモプロパン

生態毒性の特定第一種指定化学物質の指定要件への追加

- ✓ 前回の見直し時の答申においては、「特定第一種指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見やGHSに関する国連勧告等、PRTR制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から必要な見直しを行う」とされている。
- ✓ 生態毒性は、これまで特定第一種指定化学物質の指定要件ではなかったが、諸外国の状況として、REACH規則のSVHC(高懸念物質)(※1)では、CMR物質と同様にPBT物質(※2)で生態毒性が考慮されている。
- ✓ また、GHS分類の進捗等によって、慢性毒性の有害性に関する知見(NOEC等)が充実してきている。
- ✓ このような諸外国の状況、知見の蓄積を勘案し、一定以上の「生態毒性」を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性であるものを特定第一種指定化学物質の指定要件に追加してはどうか。

<参考>

(※1)SVHCの指定根拠

- ①一定程度以上の発がん性・変異原性・生殖毒性物質(CMR物質)
- ②難分解性、かつ、生物蓄積性、かつ、毒性を有する物質(PBT物質)
- ③残留性及び蓄積性が極めて高い物質(vPvB物質)
- ④上記以外に人健康や環境に重大な影響が起りうる科学的な証拠があり、①～③と同等の懸念を引き起こす物質(個別に特定)

(※2)PBT物質(難分解性かつ生物蓄積性かつ毒性)の毒性基準

- ・海水又は淡水生物に対する長期無影響濃度(NOEC)が0.01mg/L未満である
- ・その物質が、発がん性(区分1若しくは区分2)、変異原性(区分1若しくは区分2)、又は生殖毒性(区分1、区分2又は区分3)と分類される
- ・他の慢性毒性の証拠として、特定標的臓器毒性(反復ばく露)の区分1又は区分2と分類される。